

明道中学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月5日 改定

前文

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、こうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まずどんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるよう努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

- (1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育
○ほめて伸ばす教育
生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

生徒会活動やボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価の位置づけ

○いじめの防止等のための取り組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善に努めます。

○評価項目（各アンケート項目より抜粋）

【教職員】

- ・自分は、子どもたちの悩みや相談に親身になって対応し、保護者と連携をとっている。
- ・自分は、温かい学校・学年・学級づくりに取り組んでいる。
- ・自分は、生徒のよくない行動や態度に対して適切な指導をしている。

【生徒】

- ・自分は、いじめを見たら大人に知らせたり、とめたりすることができる。
- ・自分は、学級や部活動のことなど学校生活について家人によく話している。
- ・自分には、相談できる友達がいる。
- ・先生たちは、質問や相談をすると丁寧に対応してくれる。

【保護者】

- ・子どものことで、気軽に学校に相談できる。
- ・学校は、「PTA総会」「懇談会」「学校だより・学年だより」等を通して、保護者に教育方針や教育内容を適切に伝えている。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての生徒にとって分かりやすい授業のあり方について、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

- ・日ごろから、子どもたち一人一人を尊重し、信頼関係を構築していくことで、いじめが起きない学級づくりを行います。
- ・学校祭などの学校行事を通し、異年齢交流活動を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」を進めます。

- ・定期的に相談週間を設けます。

○生徒の主体的活動の充実

- ・学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒がいじめ問題を自分のこととしてとらえ、考え、そして議論することにより、正面から向き合うことができるよう生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。
- ・生徒が主体となって、互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

○家庭・地域・関係機関との連携

- ・保護者が気軽に相談できる教育相談体制を整えます。
- ・「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

- ・インターネットやスマートフォン等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒。
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒。
- ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒。
- ・保護者が医療従事者の生徒。
- ・新型コロナウイルスに感染した生徒ならびに濃厚接触者になった生徒。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を守ります。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールセンター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席すること（30日間を目安とする）を余儀なくされている疑い」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員） 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任

養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・教職員、生徒、保護者等に対しての、学校いじめ防止基本方針の周知
 - ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・記録の保存（保存期間：5年）※保存期間は各市町の文書管理規則等に基づく
 - ・いじめの認知
 - ・「いじめ対応サポート班」の設置
 - ・教育委員会や関係機関等との連携
 - ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの点検
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取り組みを行います。

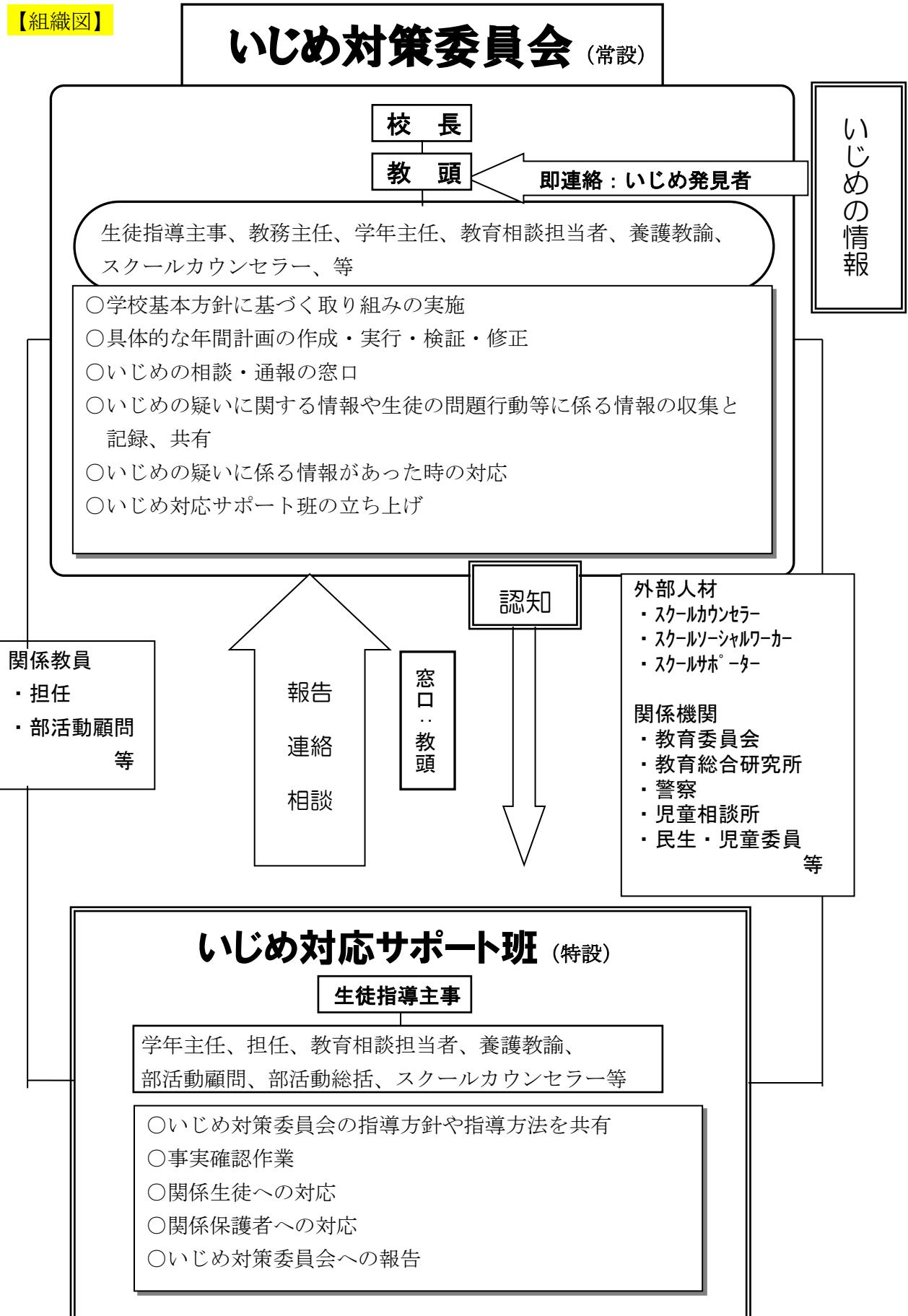
（構成員） 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭

スクールカウンセラー等

- （活動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴取等による情報収集
 - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
 - ・被害生徒やその保護者への継続的な支援
 - ・加害生徒への指導やその保護者への説明
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

(3) 組織図 【様式2】

明道中学校 【様式2】



5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】

【いじめ対策の年間行動計画】

明道中学校 【様式3】

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを許さないという教師の姿勢を見せる。 ・教師や生徒の願いを学級の目標にする。 ・挨拶を交わすことでお互いをよく知る。 ・朝や休み時間の行動を観察する。 ・リーダーを育て、生徒同士の繋がりを強くする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体指導 ・挨拶運動 ・行動観察 ・連休の過ごし方の指導 ・生活アンケート ・思いやり、感謝 (道徳) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体指導 ・挨拶運動 ・行動観察 ・連休の過ごし方の指導 ・生活アンケート ・友情、信頼 (道徳) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体指導 ・挨拶運動 ・行動観察 ・連休の過ごし方の指導 ・生活アンケート ・相互理解、寛容 (道徳)
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・Q Uを通して、人間関係や行動の様子を知る。 ・道徳の授業を通して個性を認め合うことの大切さを知らせる。 ・生徒会活動を通して学年や学校の問題点を考えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回QU ・友情、信頼 (道徳) ・クラスの良さに気づく(学活) ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回QU ・公正、公平、社会正義(道徳) ・クラスの良さに気づく(学活) ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回QU ・よりよく生きる喜び(道徳) ・クラスの良さに気づく(学活) ・生活アンケート
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間休み時間の行動を観察し人間関係を調べ共有する。(校内研修) ・学級活動を通してお互いの良さに気づかせる。 ・面談を通して困り感を知る。 ・学校行事を通して学級における生徒同士の繋がりを強くする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・よりよく生きる喜び(道徳) ・良いところ探し(学活) ・スクールカウンセラーとの面談 ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・友情、信頼 (道徳) ・良いところ探し(学活) ・スクールカウンセラーとの面談 ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・向上心、個性の伸長(道徳) ・良いところ探し(学活) ・スクールカウンセラーとの面談 ・生活アンケート

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から生徒の人間関係の困り感を聞く。 ・授業で生命の尊さを扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会 ・生活アンケート ・生命の尊さ (道徳) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会 ・生活アンケート ・生命の尊さ (道徳) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会 ・生活アンケート ・生命の連続性 (理科)
		学校行事		
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する校内研修を実施し、夏休みまでの反省を行い、夏休み以降の取り組み、教員の意識点検等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて家庭訪問
		地域交流活動（体験的な活動や絆づくり）		
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校祭前の活動を通してお互いが協力する心を育てる。 ・学校祭前の行動を観察して人間関係の変化を知る。 ・アンケートを通して、人間関係や行動の変化を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友情、信頼 (道徳) ・学校祭の取組 (学活、総合) ・行動観察 (学活、総合) ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・遵法精神、公徳 (道徳) ・学校祭の取組 (学活、総合) ・行動観察 (学活、総合) ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・友情、信頼 (道徳) ・学校祭の取組 (学活、総合) ・行動観察 (学活、総合) ・生活アンケート
		学校祭		
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談を通して生徒の困り感を聞く。 ・学級目標の到達度を考えさせ、一人一人の個性が学級集団を支えていることに気づかせる。 ・校外学習を通して仲間と生活することの良さに気づかせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶運動 ・個人面談 (学活) ・学級目標の反省と確認（学活） ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶運動 ・個人面談 (学活) ・学級目標の反省と確認（学活） ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶運動 ・個人面談 (学活) ・学級目標の反省と確認（学活） ・生活アンケート
		リーダー研修会		
		校外学習	職場体験学習	

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間休み時間の行動を観察して人間関係の変化を調べ共有する。(校内研修) ・道徳の授業を通して個性の尊重、差別を許さない心情を育てる。 ・ストレスの解消方法を教える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行動観察 ・公正、公平、社会正義（道徳） ・第2回Q U ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・行動観察 ・生命の尊さ（道徳） ・第2回Q U ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・行動観察 ・友情、信頼（道徳） ・第2回Q U ・生活アンケート ・ストレスマネジメント
		生徒総会		
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から生徒の人間関係や困り感を聞く。 ・人権作文を活用したり、生徒の人権に対する意識をより深める取り組みをしたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会 ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会 ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会 ・生活アンケート
		全校道徳（人権週間）		
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業を通して、社会正義、よりよく生きる喜び、相互理解を教える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公正、公平、社会正義（道徳） ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・よりよく生きる喜び（道徳） ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・相互理解、寛容（道徳） ・生活アンケート
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを通して、人間関係や行動の変化を知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・思いやりのある行動がとれたかどうかを振り返らせる。 ・道徳の授業で人間愛の大切さを扱う。 ・3年生への感謝の気持ちをもたせることで、中学生としてより良い先輩像を考えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年振り返って（学活） ・立志のつどいへの参加 ・思いやり・感謝（道徳） ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年振り返って（学活） ・立志のつどい ・思いやり・感謝（道徳） ・生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年振り返って（学活） ・思いやり・感謝（道徳） ・生活アンケート
		卒業式		
		立志のつどい		